

業 務 仕 様 書

1 業務名

曙まちづくりセンター仮事務所機械警備業務

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

曙まちづくりセンター仮事務所（別紙図面のとおり）

(2) 所在地

札幌市中央区南11条西10丁目 1 - 3

3 履行期間

令和5年6月1日 から 令和6年11月30日 まで

4 業務の内容

- (1) 曙まちづくりセンター仮事務所内の一般電話回線システムによる機械警備。
- (2) 火災・盗難等の事故発見及び初期処置並びに連絡。
- (3) その他警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者協議のうえ決定し、文書確認された事項。

5 警備時間

午後5時15分から翌日午前8時45分までとする。

なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（以下「休日等」という。）は、午前8時45分から翌日午前8時45分までとする。ただし、休日等にまちづくりセンターを使用する場合は、この使用する時間を除くものとする。

6 警備機器の設置

受託者は、本契約書に定めたまちづくりセンターに自動警報機器を設置し、警備時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を受託者の警備本部において自動的に表示する機械設備の正常作動を確認しうるに必要な機器を設置するものとする。

なお、この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

7 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により契約物件の異常の有無を中断なく監視し、安全を確立するものとする。なお、管制担当者は同時に30施設程度を監視できるものと想定する。
- (2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法で契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行せしめ、異常事態の確認を行い、必要な処置を執るものとする。

8 警報機器の保守等

- (1) 受託者は、前記6に定める機械設備に関し、常時受託者の本部において正常作動を確認するとともに、毎月1回の保守点検を行わなければならない。万一、警報機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。
- (2) 設置した警報機器の工事配線について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

9 機器のき損・紛失

前記8にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器、部品等をき損・紛失せしめた場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

10 契約終了、中途解約時の警報機器の撤去

契約終了後、または中途解約時において、委託者の物件に設置された機器、部品等の撤去に伴う費用は、受託者の負担とする。

11 原状回復の義務

受託者が警報機器の設置、修繕又は撤去に係る工事等に際し、委託者の物件に損害を与えた場合は、受託者の責任において原状に復さなければならない。

12 鍵の保管

本契約の目的のため、委託者が受託者に委託した鍵は、受託者の責任のもとに保管するものとする。

13 報告等の義務

契約物件に異常事態が発生し、緊急要員を急行せしめた場合は、曙まちづくりセンター所長に速やかに報告し、必要に応じ指示を受けるものとし、その後文書をもって委託者に報告すること。

14 業務報告書等

毎日の業務内容等を、毎月の報告書により委託者に提出すること。

15 従業員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。

16 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 成果品に紙を使用する場合、古紙100%の用紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (2) 本業務において使用する商品、材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

17 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

18 建物概要

所在地：札幌市中央区南11条西10丁目

規模：鉄筋コンクリート造 2階建

構造：鉄筋・鉄骨コンクリート造

延床面積：574.6㎡

竣工年月：1983年11月

職員数：3人

平均来庁者：20人

19 担当

札幌市中央区大通西2丁目 中央区市民部総務企画課 山下

TEL:205-3205 / FAX:261-2991 / Mail: ch.shomu@city.sapporo.jp